

倫理綱領の策定における論点

奈良雅美

特定非営利活動法人アジア女性自立プロジェクト代表理事
関西学院大学非常勤講師

社会における役割と依って立つ倫理を示し、専門職としての社会的責任を果たすために、倫理綱領は欠かせない。当研究会は、多文化社会コーディネーター倫理綱領について2014年度の研究会で議論し、基本的な案を策定した。

策定にあたっては、主として隣接する分野で類似した専門職である、ボランティアコーディネーターと社会福祉士の倫理綱領を参照し、多文化社会コーディネーターの専門性の観点と照らし合わせた。

本稿では、それぞれの事例を取り上げて議論した際、論点になったことについてまとめる。

それぞれの倫理綱領の分析と多文化社会コーディネーターへの示唆については、「ボランティアコーディネーター」「多文化ソーシャルワーカー」の事例を取り上げた前章の論考に詳しいが、本稿では研究会での論点のみ紹介する。

まず、この社会福祉士の倫理綱領には多文化の要素は入っていないため、参考にするには限界があることを前提としなければならないものの、多文化社会コーディネーターの視点や立ち位置との違いを明確にしてくれる事例である。

社会福祉士の構成としては、前文で、専門職として重視する価値観について述べられる。そしてソーシャルワークの定義を明示し、価値と原則、倫理基準という構成になっている。内容については、対象との関係性の捉え方に違いがあり、社会福祉士の場合は支援する側と支援の対象者の関係性が明確に分かれている。ボランティアコーディネーターの場合も、対人支援の専門職に隣接するため、ボランティアとの関係性の捉え方に焦点が当たっている。多文化社会コーディネーターの場合は、助ける、助けられるという関係ではなく、ともに社会をつくる参

加者として捉える。多文化社会コーディネーターの理念の中には、一方的な関係を作るのではなく、困ったときは助けあえるという社会にすることが重要と考える。

社会福祉士の場合、個人を対象にした活動であるため、倫理的責任について細かく明記されている。ボランティアコーディネーターの場合はもう少し絞られるが、価値と倫理基準がそれぞれ章立てて記述されている。多文化社会コーディネーターの場合は、人だけではなく、組織の場合もある。人権の擁護、プライバシーや個人情報の保護は言うまでもないが、あくまで、現場でどうコーディネーションし、問題として顕在化してきた問題をどう捉えるかが重要であるため、シンプルな倫理基準とした。

この2事例と異なる特徴的な要素として、多文化社会コーディネーターの業務を明示した点が挙げられる。2つ目の大項目に、「業務のあり方」として「2-1 目指すべき多文化共生社会」と「2-2 参加・協働・創造のプロセスの循環の推進」を明記し、多文化共生社会をどのように捉えるのか、多文化社会コーディネーターがいかなる専門職であるかを明らかにした。

そして倫理基準では、社会福祉士や、ボランティアコーディネーターの倫理綱領と共通する一般的な個人情報やプライバシーも含めつつ、多文化社会コーディネーターならではの視点として、専門性の向上が具体的に盛り込まれた。当研究会で当初から議論し練り上げてきた多文化社会コーディネーターの専門性向上にとって、不可欠な「実践知を振り返り、暗黙知を言語化する」という点である。

このように、隣接の2つの事例を参照しつつ、多文化社会コーディネーターの専門性の認定制度の構築のための議論を進める中で、メンバーがそれぞれの思いと経験の中から言語化したものを盛り込んだ倫理綱領となっている。

【多文化社会コーディネーター倫理綱領】

前文

私たち多文化社会コーディネーターは、多文化社会の問題を解決することによって、多文化共生社会の実現を目指す専門職である。専門職として業務を遂行するために、私たちは、個人の利益に走らず、専門職の自覚と責任を持って、この倫理綱領を順守する。

1 多文化社会コーディネーターの定義

多文化社会コーディネーターは、あらゆる組織において、多様な人々との対話、共感、実践を引き出しつつ、「参加」→「協働」→「創造」の問題解決へのプロセスをデザインしながら、言語・文化の違いを超えてすべての人が共に生きることのできる社会に向けてプログラム（活動）を構築・展開・推進する専門職である。

2 業務のあり方

2-1 目指すべき多文化共生社会：多文化社会コーディネーターは、言語・文化の違いを超えてすべての人が共に生きることのできる社会を多文化共生社会と捉え、業務にあたる。

2-2 参加・協働・創造のプロセスの循環の推進：多文化社会コーディネーターは、問題を解決するプロセスにおいて、多様な人・機関の参加の場を設定し、問題を共有することによって、協働を促し、新たな活動・事業・施策・仕組み、ネットワーク、知識、文化を創造する役割を担う。その中で発見される新たな課題を見逃さずその解決に向かうために、常に参加・協働・創造のプロセスの循環の推進を意識して業務にあたる。

3 倫理基準

- 3-1 個人情報：多文化社会コーディネーターは、個人情報保護法に沿って、業務上取得した個人情報を適正に管理し本人の同意の範囲でのみ活用する。
- 3-2 プライバシーの尊重：多文化社会コーディネーターは、個人のプライバシーを尊重する。
- 3-3 説明責任：多文化社会コーディネーターは、関わるすべての人に対し、必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現により提供する説明責任を果たす。
- 3-4 権利の擁護：多文化社会コーディネーターは、関わるすべての人と組織の権利を十分考慮し、それを擁護することに努める。
- 3-5 倫理上のジレンマ：多文化社会コーディネーターは、実務において倫理的ジレンマに直面した場合、自らの役割とその倫理の根幹に立ち返り、適切な判断をする。
- 3-6 専門性の向上：多文化社会コーディネーターは、多文化社会に関する研さんを怠らず、かつ、自らの実践知を振り返り、その暗黙知を言語化することに努める。また他のコーディネーターなどとの協働による省察の場（実践コミュニティ）を通じて、常に自らの専門性の向上に努める。

科学研究費助成事業（基盤研究C）
「多文化社会における専門職の知と専門性評価に関する研究」
2014年度研究会